

温科氏と大内氏・毛利氏・宗像氏との関係について

桑田 和明

はじめに

宗像社の大宮司宗像氏貞の家臣に温科吉左衛門尉がいる。吉左衛門尉は、天正五年（一五七七）十一月二十日の宗像社辺津宮第一宮宝殿の棟上げについて、翌年の六月朔日に書かれた置札に御家人とある⁽¹⁾。吉左衛門尉は永祿七年（一五六四）に毛利氏から赤間関（下関市）など五つの関の勘過状を与えられていた⁽²⁾。

秋山伸隆氏は勘過状から、毛利氏が赤間関から美保関（島根県松江市）にいたる日本海沿岸の要港をほぼ完全に直轄支配または一門支配領、ないしはそれに準ずる形で掌握していたとする⁽³⁾。本多博之氏は温科氏がもとは宗像氏の支配領域内の領主と思われるが、宗像氏や大内氏から所領給与を受けながらも、基本的には広域の経済活動を展開する領主であったと思われれるとする。毛利氏の防長平定後は、宗像氏に「御家人」として仕えながら毛利氏のもとで軍事奉公をおこなっているとする。勘過状について、温科氏が石見銀の積出港温泉津（島根県大田市）と赤間関とを結ぶ海運ルート上の主要港における諸役免除の特権を与えられたことを意味し、それま

で九州北部を主な活動領域としていた温科氏が山陰地域に進出する好機であり、実際経済権益の拡大につながったと思われると評価する⁽⁴⁾。温科氏が毛利氏と宗像氏に両属し海上運送に携わっていたとすれば、温科氏は他の宗像氏家臣とは異質の存在ということになる。

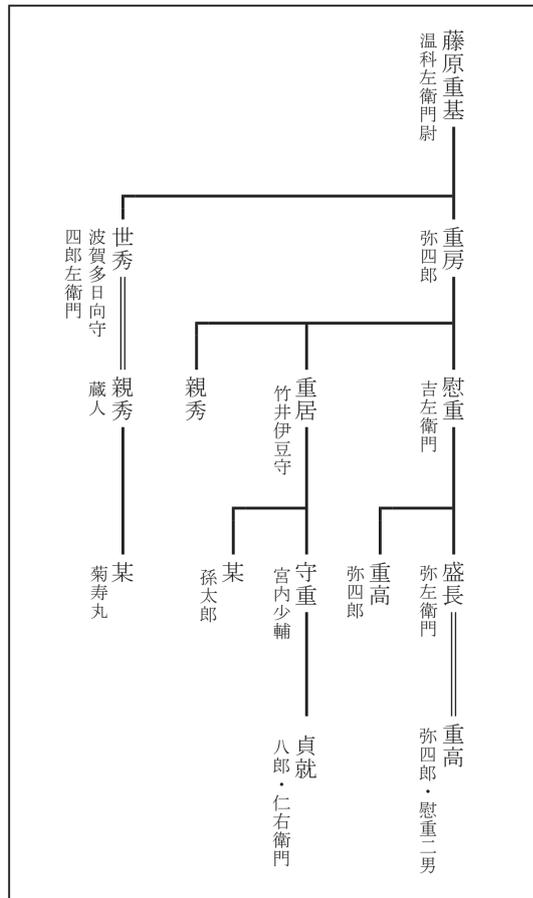
温科氏関係の文書は宗像氏家臣竹井氏の「竹井文書」に含まれ、同文書には波賀多氏の文書も含まれている。本稿では温科氏と海との繋がりだけではなく、大内氏・毛利氏・宗像氏との関係から、多様な面を持つと考えられる戦国時代の温科氏の姿を探っていきたい。温科氏と同族とされる竹井氏については、温科氏との関係上、必要な場合のみ言及する。

一 温科氏の出自

「竹井文書」に含まれる系図類は多少の異同があるが、温科氏は藤原鎌足の子孫で、陸奥国温科郷にいたので温科を姓氏としたとする。しかし陸奥国の温科郷は確認できない。温科氏・波賀多氏・竹井氏は一族とされ、三家の関係は系図のようになる。系図は藤原重基（温科左衛門尉）からは

じまり、子の弥四郎（重房）と波賀多世秀は大内義隆に仕えたとするが、温科重基・重房・重高、竹井重居（伊豆守）・守重（宮内少輔）の実名は当時の史料で確認できない⁽⁵⁾。系図は八郎貞就以後の竹井氏に続き、温科・波賀多両氏については書かれていない。

系図



応永十一年（一四〇四）九月二十三日付安芸国々人同心条々事には小河内沙弥妙語など安芸国の国人三十三名が連署しており、この中に温科出羽守親理がいる（大日本古文書『毛利家文書』二四）。親理は温科村（広島市東区温品）を名字の地にする安芸国の国人の一員であった。条々事は安芸国の国人が一揆し、安芸国守護山名満氏に対抗したものとされる⁽⁶⁾。

これより前の応永四年六月七日付河津種光宛下知状で、大内政弘は河津

種光に「豊筑両国内、所々家領分代官職」の執沙汰が肝要とし、温科将監など下司の七人に下知するよう命じている（「河津伝記」四）。応永二十七年七月三日には、大内盛見が河津次郎・深川伊与守・温科将監宛に去月十八日の大隈原合戦での感状を出しているが、合戦については明らかにできない（「河津伝記」七八）。二通の文書はいずれも写で偽文書になる。

文明七年（一四七五）二月二十日付の下文で大内政弘は深川弘国に、温科左近将監跡糟屋西郷十町地を与えている（「青柳種信関係資料」一六四）⁽⁷⁾。下文写の添書には、「右法泉寺殿様、応仁・文明御在京之時、豊前依錯乱、至長州渡海之、然処 広沢寺殿道頓様御事、依御謀叛 弘国致参洛畢、右地者温科将監致道頓方之故、於御在京中致拝領御下文写之」とある。政弘が応仁の乱で在京中に、政弘の伯父大内道頓（教幸）が拳兵している。弘国は上洛していたが、温科左近将監が道頓方であったので、在京中に政弘から左近将監跡の西郷十町地を拝領したとある。下文写の形式は検討を要するが、安芸国深川（広島市安佐北区）を名字の地にしたと思われる深川氏宛の下文に温科左近将監がみえることは興味深い。

時代は下るが天文十五年（一五四六）四月五日付大村又四郎（隆景）宛大村興景讓状には、「一所参百貫足 温科藤太郎跡長州所々并筑前吉河庄・同建田郡所々在之、是亦於京都 法泉殿様御約束奉書在之、雖然対諸給人依弘護支配于今不知行、但此御約束之内、於吉河庄陸拾石拝領、温科分此内ニ在之、彼六拾石事、吉河捌拾五石之内ニ加之」とある⁽⁸⁾。

讓状には大内義隆の袖判があるように、義隆が一見している。大村興景は筑前国早良郡代で安楽平城（福岡市早良区）の城督⁽⁹⁾。子の隆景に譲つ

た所領の内、三百貫足は温科藤太郎跡で長門国と筑前国吉河庄(宮若市)・菟田郡(福岡市博多区)の所々にあったが、これも京都で法泉寺殿(大内政弘)が知行を与えると約束した奉行人奉書に書かれているとある。しかし筑前国守護代陶弘護が支配し、現在まで不知行であるが、政弘から約束された内の吉河庄六十石は拝領しており、温科分がこの中に含まれているとある。譲状には「一所五拾石足 長門国阿武郡福井郷在之、彼地事 法泉寺殿様於京都对重継被下之」ともある。五十石足は政弘が京都で興景の祖父重継に下したとあるように、藤太郎分も重継が政弘から与えられていたのであろう。藤太郎は他に史料がなく、深川弘国宛大内政弘下文写の温科左近将監との関係も明らかにできないが、大内道頓方に属したことから所領が闕所とされたと考えられる。藤太郎の所領は散在しており、筑前国にも所領があったことが確認できる。

大内政弘は文明九年に京都から帰国し、翌年には上洛中に少弐頼忠(政資・政尚)が勢力を回復した筑前国を奪回するため九州へ渡海している。政弘家臣相良正任の陣中日記「正任記」には、大内政弘下文で大内道頓方の闕所地を与えられた高鳥居城衆の河津弘業などがみえるが、温科氏と深川氏はみえない。

文明十一年十一月十六日付陶氏家臣連署打渡坪付には温科式部丞秀親が連署している⁽¹⁰⁾。延徳三年(一四九一)六月二十五日付奈良橋房資宛陶武護袖判同家臣連署奉書写には温科掃部助護親が連署している⁽¹¹⁾。翌四年三月晦日付周防国佐波郡得地保諸方礼物算用状には、「温科掃部殿」「陶殿申次温科掃部方」がみえる⁽¹²⁾。護親は周防国守護代陶氏から護の一字

を与えられたと考えられるように、温科氏は陶氏の有力な家臣であった。秀親と護親は親の一字を通字としており、二人は親子の可能性がある。

明応八年(一四九九)八月六日付毛利弘元宛室町幕府奉行衆奉書には、「武田伊豆守元信申、安芸国分郡内被官人温科国親事、今度対元信成敵、企悪逆候段、現形之条、於彼国親者、可加退治云云、然早相催軍勢、可被合力伊豆守代、更不可有遲怠候由、被仰出候也、仍執達如件」とある(大日本古文書『毛利家文書』一六七)。同年八月二十八日付国司備後守(元純)宛毛利弘元感状写には、「温科国親治罰之時、当手討捕頸数希有之処、其御方太刀打頸二被討捕」とある(「閩閩録」卷十五ノ一、国司隼人)⁽¹³⁾。若狭国の守護で安芸国分郡守護でもあった武田元信の被官温科国親が元信に背いたので、元信の要請により幕府から安芸国の領主に国親退治の出陣命令が出されている。年末詳十月二十八日付熊谷民部丞(膳直)宛武田元信書状には、「就温科大蔵少輔不慮之叛逆、自最前無疎略粉骨之段、神妙候、仍馬木村事、為給分申付候、被全知行、向後猶忠節肝要候、巨細以奉書申下候也、恐々謹言」とある(大日本古文書『熊谷家文書』一一九)。元信が温科大蔵少輔退治に出陣した熊谷膳直に馬木村を与えている。馬木村は広島市東区に位置し温科に隣接する。国親と大蔵少輔は同一人物の可能性が高い。安芸国々人同心条々事に連署した親理と国親は親の一字を通字にしており一族であろうが、その関係と国親のその後についても明らかにできない。国親は元信の父武田国信の偏諱を与えられたと考えられ、武田氏の有力な家臣であった。

以上のように温科氏は安芸国温科を名字の地にした一族で、安芸国々人

同心々々事に連署した温科親理、安芸国分郡守護武田元信に悪逆を企てた温科国親、陶氏の家臣温科秀親・護親などが知られる。陶氏家臣の温科氏は安芸国を出て陶氏の家臣となったのであろうが、いずれも親の一字を通字にした一族になる。しかし、国親が武田氏への叛逆を企てたことにより安芸国の温科氏一族は没落したと思われる。陶氏家臣の温科氏もその後は姿をみせない¹⁴⁾。

永正八年(一五一二)の船岡山合戦では、大内義興に従い上洛していた河津弘業・興光親子に温科将監が従ったとされるが、のこされている河津氏宛の足利義尹御内書写・大内義興副状写は偽文書になる(「河津伝記」二四〇)。大内氏が筑前国に影響力を持つようになると、西郷には直轄料と高鳥居城衆の城料が設定され、河津氏・井原氏など大内氏の家臣が居住するようになる。河津氏と関連して温科氏がみられるが、当時の史料で温科氏を確認することはできない。系図類を含む温科氏の史料にも、安芸国温科、筑前国西郷・高鳥居城との関係について書かれたものはない。

二 温科氏と大内氏・宗像氏

大永二年(一五二二)四月二十八日付温科弥四郎宛宗像正氏預状には、「宗像社領之内参町事、光岡村嶺給内参町、同屋敷壱所坪付^{別紙}、右為扶助所預行也者、有限諸公事等者、任先例可被勲之状如件」とある(「竹井文書」二四九)。温科弥四郎は宗像正氏から光岡村嶺給のうち三町と屋敷を扶助として預けられている。嶺給とは宗像氏一族嶺氏に与えられていた所領の

意味であろう。所領の宛行状とは異なるが、丁重な文面になる。文頭に宗像社領の内三町事とあるように、弥四郎はこれより前に社領の内から三町を扶助すると伝えられていたと考えられる。正氏は宗像社の大宮司であったが大内義興に仕えている¹⁵⁾。預状には屋敷一所とあることから、弥四郎は光岡村に居を構えることになったのであろう。

大永七年四月八日付温科弥四郎宛大内義興感状には、「去月十二日於芸州世能鳥子城詰口、被矢傷右頬之由、陶尾張守注進到来、一見所令感悦状如件」とある(「竹井文書」二五五)。大内義興の命により世能鳥子城(広島市安芸区)攻めに参陣し、右頬に矢傷をおった温科弥四郎の戦功は陶興房により義興へ注進され、義興が直接感状を出している。弥四郎は大内氏の家臣であった。義興は享祿元年(一五二八)十二月二十日に死去する。

天文二年(一五三三)二月一日付温科弥左衛門尉宛黒川隆尚奉書には、「為合力之地三町六十歩之内光岡村窪田壱丁、村山田郷弁^道齊使分式町六十歩、同郷屋敷壱所進之候、有限諸公事等、任先例可被勲也、仍執達如件」とある(「竹井文書」二七七)。黒川隆尚(宗像正氏)が大内義興の意を奉じて、温科弥左衛門尉に合力之地三町六十歩の内として、光岡村窪田一町と村山田郷弁濟使分二町六十歩の合計三町六十歩、及び村山田郷の屋敷を弥左衛門尉に進める奉書を出している。大内氏家臣の温科弥四郎は正氏の与力とされていたので、大永二年に大内義興の意向を受けて宗像正氏預状が出されていたであろう。このため預状は丁重な文面であったと考えられる。弥四郎に預けられていた光岡村のうち窪田一町が弥左衛門尉に与えられているので、弥左衛門尉は弥四郎と同一人物の可能性が高い。弥左衛門尉は

与えられていた光岡村の屋敷から村山田郷の屋敷に移ったのであろう。温科氏が隆尚の与力とされたのは、正氏時代の大永二年にさかのぼる。温科氏が大内氏から与えられていた所領は後述するが、温科氏は次第に宗像氏との関係を深めていったと思われる。

天文二年四月五日付温科弥左衛門尉宛大内氏家臣連署奉書には、「去月廿二日於立花要害攻口、僕従小八被矢疵之由、黒川刑部少輔注進通令披露候、尤神妙之由、能々可申之旨候」とある（「竹井文書」二八〇）。この年、大内勢は北部九州支配をめぐって争う大友氏の筑前国支配の拠点、糟屋郡の立花城を攻め落としている。温科弥左衛門尉は黒川隆尚に従い城攻めに加わったのであろう。連署奉書には隆尚からの注進状を大内義隆に披露したとあるように、弥左衛門尉は義隆から感状を出されたと思われる。

天文二年十二月一日付温科弥左衛門尉宛大内氏家臣連署奉書には、「盛長事、連々奉公次第言上之趣、令披露之状、為其賞、筑前国糟屋郡院内領内、三笠郡諸田拾捌町内五町地事、被宛行盛長畢」とある（「竹井文書」二八四）。弥左衛門尉は引き続き軍役の奉公に対し、大内氏から糟屋郡院内（古賀市薦野・米多比など）と御笠郡諸田五町を与えられている。院内における所領の場所、面積ともに書かれていない。大友氏の持城立花城の落城後、大内氏は大友氏領の院内を家臣へ与えるようにしたのであろう。諸田は筑紫野市諸田になるが、両所共に安定した実効支配は難しかったと思われる。連署奉書から弥左衛門尉の実名が盛長であることがわかる。

天文五年四月十六日付温科盛長宛黒川隆尚家臣連署奉書には、「赤間（馬）庄上薦給志町、同御厩小七抱分志町、都合式町之事、御合力候、必替地

可有其沙汰之間、先々可有知行之由、可申旨候」とある（「竹井文書」二九二）。連署奉書には姓未詳尚勝・宗資が連署している。尚勝は黒川隆尚から偏諱を与えられたと考えられるので、連署奉書は隆尚家臣が出したとすることができる。赤馬庄の二町は隆尚への合力に対するものであったが、臨時でいずれ替地を与えるとある。赤馬庄は鞍手郡に編入され、大内氏の直轄料とされていた（「満盛院文書」二五三他）。上薦については明らかにできない。御厩については当時の史料ではないが、「宗像大宮司天正十三年分限帳」に御中間衆・御雑色衆・御厩衆が書かれている（『宗像郡誌』六八四）。宗像社に属する者であったと考えられる¹⁶⁾。

大内義隆は、陶隆房（晴賢）の挙兵によって天文二十年九月一日に自害する。黒川隆尚は天文十六年閏七月十五日に死去しており、隆尚と大宮司職を争った黒川隆像（宗像氏男）も義隆とともに死んでいる。同年九月十二日には、隆房の支援を受けた隆尚の子黒川鍋寿丸と母親が宗像に入る¹⁷⁾。

直後の天文二十年十一月二十三日に温科慰重給田畠屋敷坪付等注進状を姓未詳良命など五人が作成している（「竹井文書」三四三）。翌二十一年二月十七日には吉田重致宛の宗像氏家臣連署坪付状が作成されているが、注進状とは連署人・形式が異なっている¹⁸⁾。温科慰重給は上八村郷三段小、村山田郷三段、東郷八段九十歩、田野郷五段、池田郷三段小、河東郷七段六十歩の合計三町三十歩とあるように分散している。この他に本木郷名子屋敷・畠地少々、田野郷居屋敷・畠地少々、河東郷畠地二ヶ所とある。慰重は田野郷に居屋敷を与えられ居住したのであろう。

注進状の所領は村山田郷を除けば、これまで温科氏に与えられた郷村は

みられない。また上八村郷には浦が含まれるが、慰重所領の坪(名)と浦との関わりは確認できない。

天文二十一年三月十一日には温科盛長が温科弥四郎に譲状を出している〔竹井文書三四七〕。譲状には豊前国京都郡下屋山村(京都郡勝山町矢山・上矢山)の田地四町分(十五石足)は、宇佐宮へ七石五斗を渡すので、不足の分があると書かれている。天文二年に大内氏から与えられていた御笠郡諸田十五足は敵との境目で上表したとある。長門国美祢郡岩永別府(美祢市)と西授寺領は、別紙で申し与えるように実体が明らかではない。盛長は大内氏からの感状・奉書数通も渡すので、奉公と共に「所々易地」が与えられるように大内氏への愁訴が肝心と書いている。盛長から所領を譲られた弥四郎は、系図では慰重(吉左衛門尉)の二男(盛長の弟)になるが、父親とされる慰重は前年の天文二十年に宗像氏から所領を与えられている。吉左衛門尉の実名を慰重とする史料はなく、吉左衛門尉の初見は後述のように弘治三年(一五五七)になる。以後、天正六年(一五七八)まで確認できる。弥四郎は慰重の二男とするよりも、吉左衛門尉と同一人物で盛長の子としたほうが時系列的には合うようである¹⁹⁾。慰重に与えられた所領は譲状などないこともあり、慰重の系図上における位置については不明な点が残される。

天文二十二年閏正月十五日付大内義長安堵状で、温科盛長は京都郡屋山村十五石地(七石五斗社納)を天文八年六月二十八日の龍福寺殿(大内義隆)証判に任せて安堵されている〔竹井文書三五〇〕。盛長は弥四郎に所領を譲っていたが、改めて大内義長が屋山村十五石足について天文八年の大

内義隆証判を確認し安堵している。盛長の願いによるものであろうか。同日には義長が波賀多菊寿丸に、「養父世秀一跡、周防国吉敷郡小鯖庄中村近延名五石足、同所下村国近名拾石足、筑前国穂波郡土師村五石足等」を天文二十年七月十九日の龍福寺殿証判、同十六年七月十六日と十八日の譲状等の旨に任せて安堵している〔竹井文書三五二〕。これより前の天文七年九月二十九日には、大内義隆が波賀多四郎左衛門尉に「日向守所望事、可令拳京都之状如件」と吹拳状を出していた〔竹井文書二九九〕。四郎左衛門尉が世秀であった可能性は高い。日向守に吹拳された波賀多氏は大内氏の有力家臣のようにみえるが、これ以前の波賀多氏に関する史料は確認できない。系図では世秀は弥四郎(重房)の弟とする。

年未詳二月十七日付佐甲民部左衛門尉宛内藤氏奉行人連署書状には、「当関問役事、对其元既去年被仰付之条、弥如旧例、諸篇堅固有其沙汰、可被遂馳走之由候、仍^(重房)被仰付、公事銭事別紙日記封裏被遣之候、以此旨温科兵庫允被申談之、嚴重可被申付之旨候」とある²⁰⁾。昨年、赤間関問役(問丸役)とされた佐甲民部左衛門尉に対し、公事銭については温科兵庫允と相談し徴収するよう命じている。岸田裕之氏は連署した安座上時実・勝間田盛保は、内藤興盛・隆時親子の偏諱を与えられた長門国守護代内藤興盛の奉行人と考えられるとし、佐甲氏を赤間関問役に補任できる内藤氏は赤間関の領有者で、温科兵庫允は赤間関代官と考えられるとする²¹⁾。

弘治二年(一五五六)六月十日付国分直頼宛宗像氏家臣連署奉書には、国分直頼が抱える後河原表屋敷について温科方が愁訴したので披露した結果、彼の屋敷は親父以来の筋目であることは紛れがないので、直頼に温科

方へ屋敷を渡すようにとある〔竹井文書〕三七〇。温科方とは誰をさしていたのか、屋敷の所在地も明らかではないが、親父以来の筋目とあることから温科盛長の子と考えられる弥四郎をさしていたのであろうか。宗像氏と温科氏との関係をみるができる。

三 温科氏・波賀多氏と毛利氏

弘治三年（一五五七）四月には、毛利元就に攻められ大内義長と長門国守護代内藤隆世が自害する。同年の六月十日付温科吉左衛門尉宛毛利氏家臣連署奉書には、吉左衛門尉が山口で市川経好・祖式（友兼カ）²²に相談し、陶中間佐藤宗左衛門尉親子誅伐の時には心懸を以て祖式に相談し馳走したことが上聞されたこと、とりわけ吉左衛門尉が疵を被ったことについては毛利氏が追って賀すとある〔竹井文書〕三八〇。吉左衛門尉と二人との関係が知られる。

同年と思われる毛利隆元袖判がある六月二十八日付山田言輔宛毛利氏家臣連署書状写には、「言輔事今度且山以来別而馳走之段慥被知食候、仍豊東郡之内保木村温科刑部丞先行式拾石地事、对言輔預ケ被遣候、先以有進止、重而御判等御申之干要候」とある〔閥閥録〕卷一〇九三吉与一右衛門²³。大内義長を自害させた且山（勝山城）以来、毛利氏に従った山田言輔に温科刑部丞の知行が与えられている。前述のように長門国守護代内藤氏の家臣と思われる温科兵庫允がいた。内藤氏は大内義隆の滅亡後、義長に属した内藤興盛の孫長門国守護代内藤隆世（内藤隆時の子）と毛利元就

に属した興盛の子内藤隆春に分かれ争うが、隆世は義長と共に自害している。兵庫允と刑部丞の関係は明らかにできないが、刑部丞は義長・隆世に従い所領が闕所とされたのであろう。保木村は下関市菊川町になる。

温科盛長は天文二十一年（一五五二）に所領を弥四郎に譲ったが、翌二十二年には譲った所領を大内義長から安堵されている。盛長が弥四郎に譲った所領は以後、史料にみえない。盛長が内藤興盛から偏諱を与えられていたとすれば、盛長は内藤隆世と共に滅んだ可能性はあるが、〔竹井文書〕には盛長と弥四郎宛の文書が含まれ、盛長が宗像氏の与力とされていたことからその可能性は低いのではないだろうか。

温科吉左衛門尉は内藤氏家臣の温科氏とは別の系統になるのであろう。しかし同族と考えられる温科兵庫允が赤間関代官であったとされることから、大内氏時代の温科氏一族は赤間関、更に赤間関を拠点にした海上運送との関係が想像される。

毛利元就が大内義長を滅ぼすと、年末詳九月十四日付温科吉左衛門尉宛毛利元就書状には、「其方事雖為無給、数年種々馳走次第、各見一通候、為其忠分国津々浦々勘過之事、三艘分永進之候、尚奉行可申候」とある〔竹井文書〕四六四―二。吉左衛門尉は毛利氏から所領が与えられておらず無給であるが、数年にわたる馳走の次第が認められ、元就から分国津々浦々の勘過が三艘分永代に認められている。三艘分の勘過が認められたのは、「各見一通候」とあるように、吉左衛門尉の愁訴によるのであろう。無給とあるように、温科盛長が弥四郎に譲った所領は吉左衛門尉に引き継がれていない。

永祿七年（一五六四）八月十三日には、赤間関以下の奉行中に宛てた吉左衛門尉の持ち船に対する勘過状が、市川経好・常栄寺恵心の連署で出されている（「竹井文書」四六四―一）。勘過状には「温科吉左衛門尉事、以無足数年旅役其外於所々苦勞候、然者諸関勘過拾式端帆三艘事、隆元・元就被成御一行、被宛遣之処、当時勘過事、御改之儀候、雖然吉左衛門尉事、御両殿御書云無足云、先以右三艘内拾式端帆壹艘事、駄別・船前・帆数等事、年中ニ壹ケ度乗船事、無相違可有御勘過候」とある。吉左衛門尉が無足であるが数年にわたり「旅役」²⁴などをつとめ苦勞をかけたので、十二端帆三艘については諸関における関錢などを免除する勘過が毛利隆元・元就の一行（御判）によって認められていたこと、その時に認められていた勘過はこのたびの改めによって、両殿様の御書と無足であることから、先ず以て三艘のうち一艘について、駄別・船前・帆数等が「年中ニ壹ケ度乗船事、無相違可有御勘過候」とされている。

元就一行（御判）とは九月十四日付の元就書状であろう（隆元御判はのこされていない）。駄別は本来、馬で積み荷を運ぶとき一駄ごとに徴収された駄別錢の意味だがここでは、関で船ごとの端帆にに応じて課せられる関料の意味であろうか。勘過状は赤間関、肥中関（下関市・旧豊北町神田の肥中）、通関（長門市通）、須佐関（萩市須佐）、温泉津関の御奉行中になる。吉左衛門尉に勘過状が出されたのはこれ以前であり、その時に勘過が認められた関が永祿七年と同じであったかは不明。永祿七年になり先ず以て三艘から一艘の勘過とされ、更に年中に一度乗船とあるよう権利が縮小されたようである。

永祿七年以前より吉左衛門尉は無足であったが、毛利氏に対し数年にわたり「旅役」などを務めていた。この見返りが日本海側の領国内諸関の勘過であった。

吉左衛門尉の所領について、年未詳九月十四日付赤川元保・粟屋元種・兼重元宣宛毛利元就書状には、「温科吉左衛門尉申分之儀、可然様有披露、一所被成扶助候様、可被成申事専要候、於委細者彼者可申候」とある（「竹井文書」四六五）。赤川元保は永祿六年八月四日の毛利隆元急死の嫌疑により失脚しており、元就書状はこれ以前になる。吉左衛門尉の愁訴によって一所が与えられるようになったことがわかる。吉左衛門尉の所領については、後述する。

吉左衛門尉の毛利氏への奉公については、弘治三年の陶中間佐藤宗左衛門尉親子誅伐の他、年未詳九月十四日付温科吉左衛門尉宛毛利元就感状に「今度長州浦辺逆心之者共聞立、依令注進、則遂誅伐之由、对其方桂民部丞・国司右京亮見一通候」とある（「竹井文書」四六六）。具体的な逆心は明らかではないが「浦辺逆心之者共」とあるように、浦に関わるものであった。吉左衛門尉が毛利氏領国内の浦にも関与しており、逆心の情報を聞き立てて通報した結果、逆心を企てた者が誅伐されている。こうした活躍に対し所領が与えられていないのは、毛利氏領国内における海上運送について毛利氏が特権を与えていたからであろう。

吉左衛門尉と波賀多親秀との関係については三通の文書がある。永祿十年十月九日付温科吉左衛門尉宛毛利輝元安堵状には、「周防国吉敷郡小鯖庄近延名五石足、同所下村国近名拾石足等之事、先代証判旨執務領掌不可

有相違状、如件」とある（「竹井文書」四八六）。翌日の十日付温科吉左衛門尉宛毛利氏家臣連署奉書には、「波賀多藏人親秀給地、周防国吉敷郡小鯖庄内近延名伍石足、同所下村国近名拾石足地事、有子細、兄対温科吉左衛門尉譲与度之由、隆景様御吹挙、親秀言上之通、遂披露被成 御心得畢者、永禄十年十月九日任御証判之旨、全知行不可有相違之由、依 仰 執達如件」とある（「竹井文書」四八七）。

毛利輝元は永禄十年十月九日付で、吉左衛門尉に小鯖庄近延名五石足、同所下村国近名十石足等を安堵している。翌日の連署奉書から、吉左衛門尉に安堵されたのは波賀多親秀給地であったが、親秀は小早川隆景の吹挙状を添えて兄の吉左衛門尉に譲りたいと毛利氏に言上したことが認められたことがわかる。親秀は天文二十二年に大内義長から養父世秀の所領を安堵されており、このなかに近延名と国近名が含まれていた。前述の年末詳九月十四日付毛利元就書状には吉左衛門尉に一所を扶助するとあった。親秀給地の他に吉左衛門尉に所領が与えられていたかは不明であるが、あったとしても大きくはなかったであろう。吉敷郡小鯖庄は山口市東部に位置し、内陸部にある。

波賀多親秀が所領を吉左衛門尉に譲った理由は、永禄十年十月十三日付温科吉左衛門尉宛波賀多親秀証状に詳しい（「竹井文書」四八九）。証状には「我等事、少分限と申、かつ分等過分ニぬきとられ、御公役者繁候故ニ、彼是迷惑不相抱候処ニ、種重以御合力、于今取譲候」とあるように、少分限であるにもかかわらず御公役等の多さに耐えかねていたところ、種重からの合力があったので種重に譲るとある。当年に譲るのは「第一 隆景様

御米等過分ニ預り、其外諸遣方在之之間、仕失候」とある。このため親秀が少給地を借物分として上進しようとしたこと、種重がこのことを聞き、親気をもって芸州に親秀と同道し、隆景へ詳しく説明し、御米のことは種重が引き受けることを隆景が吹挙したので、御兩殿（毛利元就・輝元）へ子細を申し上げたところ、粟屋元勝の披露と取りなしにより、吉左衛門尉（種重）に毛利輝元安堵状が出されている。親秀は毛利氏からの御判物・少給地坪付などと、下人大屋孫左衛門尉親子などを速やかに種重へ渡すこと書き、愁訴の入目（費用）等の他に祝儀として銀子八百五十文目を種重から下された謝意を書いている。少給地である小鯖を永代譲った上は養父その他のからの妨げについては、親秀がまかり出て明らかにするなど書いている。

証状からは吉左衛門尉の実名が種重、波賀多親秀の養父世秀は存命であったことがわかる。親秀は所領を与えられ毛利氏の家臣となっており、小早川隆景と関係をもっていた。吉左衛門尉は親秀の借物分を引き受け、愁訴の費用を負担し、銀子まで渡している。吉左衛門尉が勘過状を与えられたように、毛利氏領国内外の海上運送に携わり財力を成していたことが背景にある⁽²⁵⁾。親秀の所領を安堵された吉左衛門尉（種重）と毛利氏に関する史料は、これ以後残されていない。

四 宗像氏と温科氏

弘治三年（一五五七）の大内義長自害後の宗像氏貞と温科氏との関係についてみることにする。永祿二年（一五五九）の宗像領への宗像氏一族宗像鎮氏の進攻時には、温科氏が河津隆家の居城亀山に立て籠もったとし、翌年の三月に氏貞が旧領を回復した時には、隆家とともに許斐岳の城を攻めたとする（「河津伝記」三九五―四他）。永祿十一年の立花城勢との飯盛城での戦の後、温科将監などが氏貞に属したとし、天正九年（一五八一）十一月十三日におこった鞍手郡吉川庄での氏貞勢と戸次道雪勢との戦では、これまでの史料にもでてきた温科将監がみえる（「河津伝記」四八五―一四他）。いずれも河津氏との関係でみえるが、当時の史料で確認することはできない。

年未詳十月十六日付竹井伊豆守宛宗像氏貞書状には、「関表様体吉左定而可申候、満足可有推量候、仍遠賀庄衆内連々密通仁候者、早々可被引成事肝要候、遅々候てハ不可有其曲之候、彼表到来候者可承候、恐々謹言」とあつて、尚々書には「尚々、彼方角之事、才覚肝心候、二掃へも申度候へとも、取乱儀候間、以此旨可被仰談候」とある（「竹井文書」四二二）。温科氏と竹井氏との関係が知られるのはこの一通だけである。書状には関表（赤間関）の様子については吉左衛門尉が伝えるとある。仍つて遠賀庄衆のなかで引き続き密通するものがいれば、急いで引き成すことが大切であるとし、遅れるようであれば企てが成立しないという意味であろうか。「彼表」の様子を伝えてきたら承るようにとある。尚々書には、かの方角（遠

賀庄衆）に対する才覚が肝心であり、二掃（二村氏カ）にも伝えたいが取り乱れているので、書状の旨を以て仰せ談じるようにとある。

氏貞は永祿二年九月二十五日に一族の宗像鎮氏と大友勢の領内侵攻により大島に逃れ、翌年の三月二十七日に許斐要害を夜襲し、翌朝に奪回すると共に旧領を回復している²⁶。この時、遠賀庄の瓜生益貞は氏貞に従い大島に渡海している。竹井伊豆守の渡海についての史料はないが、氏貞は伊豆守に大島からの渡海当日の三月二十七日付で、遠賀庄天野（手野）郷内賀藤左衛門尉給二町五段など五町六段六十歩地を加恩している（「竹井文書」四一三）。大島に在島した氏貞は毛利氏を憑み大島堅固であった（宗像第一宮御宝殿置札）。許斐要害を奪回した後、氏貞は手負注文を毛利氏に提出し、毛利隆元が袖判を加えている（「宗像神社文書」四一四―一、「宗像大社文書」第一卷一六六）。氏貞の家臣占部尚持と吉田秀時宛毛利隆元・元就連署感状写ものこされている（「占部文書」「新撰宗像記考証」四一四―四・五）。

書状に戻ると遠賀庄衆内連々密通仁とは、大島に渡海しなかったが氏貞に内通する遠賀庄衆の意味であろう。彼らを早々に味方へ引き入れることが大切であると書いている。ここからは書状は永祿二年のもので、竹井伊豆守は氏貞のために働いたので新に加恩された可能性が高い。

毛利氏との関係でみたように永祿二年段階では、吉左衛門尉は毛利氏に属し馳走していたと思われる。吉左衛門尉から関表（毛利氏）の様子を知らせるとあるように、吉左衛門尉は赤間関におり氏貞と関係をもっていた。竹井伊豆守と吉左衛門尉が一族であったかどうか確認できないが、少なく

とも吉左衛門尉と伊豆守は面識があったことが明らかである。氏貞が毛利氏を頼み大島に在島していた時、吉左衛門尉が毛利氏と氏貞との連絡、物資の輸送にあたっていたことが想像できる。

天正二年正月吉日に書かれた図師在判とある「宗像小路屋敷帳」写は、寛文二年（一六六二）二月二十一日に宗像姓深田秋統が写したもので、内題に「田島諸小路屋敷帳」とある（「宗像文書」五五九。以下、「屋敷帳」と略す）。ここには田島の諸小路とされる福田・北小路・中小路・土橋・片興・大谷・山下・上殿・津瀬に屋敷地を与えられた宗像氏家臣、宗像社の神官・寺院・鍛冶・銀細工の職人などが書かれている。深田右衛門大夫（氏栄）、仏成寺などは複数の小路に名前が書かれ、それぞれの小路で複数の屋敷地を与えられている。現在、確認できる小字名は福田・片興（片脇カ）・大谷・山下・上殿になる。

「屋敷帳」については、花田勝広氏が諸小路の位置を推定し地図に落としている²⁷。釣川をさかのぼり、宗像社と隣接する上流の諸小路の場所までは船による行き来が可能であった。片脇（片興）には片脇城があるが、必ずしも常設の機能を有する城ではないと思われる²⁸。「屋敷帳」には職人の名前も記載されていたように、家臣・神官などが混住する町場であった可能性が高い。諸小路の大谷には「三ヶ所 温科吉左門」とある。大谷は釣川支流大谷川沿い、現在の氏八幡神社と興聖寺との間を通り勝浦に抜ける宿谷越に位置する。同所には「式ヶ所 吉田六郎」など複数の屋敷を与えられた者が他にもいる。複数の屋敷地の役割は明らかにできないが、宗像社と密接に関わる商品の流通・集積の拠点でもあったと考えられる諸

小路に、吉左衛門尉の屋敷があったことは興味深い。

氏貞は永禄十二年に大友氏と和睦し、大友氏に従うようになっていた。「屋敷帳」が作成された天正二年は領内が安定していた時期になる。氏貞は弘治三年四月に焼失した第一宮宝殿再建に取り組んでいる。再建は天正三年三月五日に土壇の「土執」が行われ、翌年から本格的な造営が開始され、天正六年六月朔日の御遷宮まで繁多を極めている（宗像第一宮御宝殿置礼他）。再建のために海上から釣川をさかのぼる資材の搬入など、「屋敷帳」に記載された小路にあったと思われる湊が機能的に活用されていたと考えられる。吉左衛門尉の屋敷地も資材の集積・保管などに活用され、吉左衛門尉自身もこれに携わっていたことが考えられる。天正五年十一月二十日の宝殿棟上げについて書かれた天正六年六月朔日の第一宮御宝殿御棟上之事置札には、御木屋敷のことがあり、「九間四間式 番匠木屋」など造営に携わる番匠以下の木屋が建てられていた（式は木屋の数）。木屋への屋敷地の利用も考えられる。

第一宮御宝殿御棟上之事置札の彫物之事には、御家人温科吉左衛門尉・石津兵庫允・吉武右馬允・藤源五郎・郡司間十郎が書かれている。石津兵庫允以下は当時の史料にはみえないが、吉左衛門尉が御家人であったことが明らかになる。前出の「宗像大宮司天正十三年分限帳」の赤間庄衆には「七町六反小 温科助五郎」がみえる。この他、田島衆に「五町小 吉武右馬之丞」、池田郷衆に「三町 石津兵庫丞」、赤間庄衆に「六町 藤源五郎」「四町 郡司島十郎²⁹」がみえる。分限帳は家臣の所領が実体とかけ離れているように当時のものではないが、書かれている家臣の

うち、人数は多くないが史料で確認できる家臣がいる。ある程度、天正十三年の家臣の実体を反映している⁽²⁹⁾。吉左衛門尉が宗像氏の御家人であったことは確かめられるが、天文二十二年の知行帳にもみえる温科助五郎が吉左衛門尉をさしているか明らかではない。

吉左衛門尉は宗像氏の御家人とされているが、弘治二年六月十日付国分直頼宛宗像氏家臣連署奉書以後、「竹井文書」には宗像氏との直接の関係を示す史料はない。毛利氏からの確実な史料は永禄十年までになる。少なくともこの頃まで、吉左衛門尉は毛利氏領国の赤間関に拠点を置き、海上運送に携わりながら毛利氏への奉公をつとめていた。天正六年には宗像側の史料に御家人とあるので、この間に毛利氏から宗像氏との関係を強めていったことが考えられる。

天正六年の宗像第一宮御宝殿置札には、造営の費用について「公物御入目記之不遑毛拳」と書き、続けて「此外不謂寺社給百段米、諸浦船別加之」とある。領内諸浦の船に対し造営のための役銭が課せられている。吉左衛門尉が御家人と書かれた第一宮御宝殿棟上之事置札の御段米之事には、段米に続けて「船別両度、丸木一艘三三文宛、丸木一艘三三文宛、壺文五分宛、但大船ハ帆別見懸三定之」とある。領内諸浦の船に対し二度の役銭が課せられている⁽³⁰⁾。丸木舟とは刳船のことで、一本の木材を刳りぬいたものではなく複材の刳船になる⁽³¹⁾。近海用の海上運送・漁業での使用が考えられる。大船は帆別に外観から判断し役銭を課すとある。帆別とは何端帆というように、帆一端(反)につき何銭という割合で役銭が課せられている。大船は遠距離の海上運送に使用されていたと考えられる。置札

で船は二度にわたり役銭を課すとあるように、宗像氏領内の諸浦を母港にした大船は宗像氏に掌握されていた。

造営にあたり宗像第一宮御宝殿置札には「材木調儀、上者石州益田、下者肥前松浦、御分領尽積之數採用之」とあるように、領外からも広く材料が集められ海上輸送されている。宗像氏は大友氏に属していたが、吉左衛門尉はそれまでの活動から赤間関を含む毛利氏領国内の商工業者とも繋がりをもっていたであろう。石見国益田の益田元祥も毛利氏に従っていた。宗像の浦を拠点にしていた大船の存在とあわせて、海上運送に携わってきたこれまでの経歴をいかし、吉左衛門尉は造営での資材調達と運送に大きな役割をはたしたのではないだろうか。このことが宗像氏との関係を深め、御家人となった背景にあったと考えられる。

おわりに

温科氏は、安芸国温科を名字の地とする温科氏につながると思われる。応永年間に温科国親が安芸国分郡守護武田元信と主従関係を結んでいたが、元信に叛逆を企てている。その後の国親については明らかではないが、大内氏領国へ逃れた一族がいたと思われる。大内義隆、長門国守護代内藤氏、時期はさかのぼるが周防国守護代陶氏と主従関係を結んだと思われる温科氏がみられる。大内氏と主従関係をもった温科氏は宗像正氏(黒川隆尚)の与力とされ、宗像氏と関係をもつことになる。

大内義隆が滅び、大内義長が大内氏領国を継承するが、義長も毛利元就

に減ぼされる。このなかで義長と長門守護代内藤隆世に従った温科氏、元就に従った温科氏がみられる。温科盛長は天文二十一年（一五五二）に温科弥四郎への譲状を書いている。弥四郎を温科吉左衛門尉とすることは時系列から可能であるが、史料で確かめることはできない。

温科氏の系図は吉左衛門尉に所領を譲った波賀多親秀を吉左衛門尉の弟とするように、史料から確認できる部分もあるが、氏貞家臣の竹井氏も含め検討すべき点がある⁽²⁾。恐らく系図は近世になり、竹井氏に残された史料をもとに作成されたのであろう。系図には吉左衛門尉の実名種重が書かれていないように、実名についても検討の必要がある。

吉左衛門尉については、永祿十年（一五六七）まで毛利氏関係の文書がのこされているが、その後の関係は明らかにできない。温科氏と宗像氏との関係も弘治二年（一五五六）を最後に、天正年間になるまで明らかではない。この間、吉左衛門尉は海上運送に携わっていたと思われるが、宗像氏と毛利氏に両属していたことは確認できない。天正三年（一五七五）には辺津宮第一宮宝殿造営が始まっているが、前年の「屋敷帳」に吉左衛門尉が書かれ、置札には御家人とされている。吉左衛門尉はそれまでの温科氏一族の毛利氏・赤間関との繋がり、更に海上運送に携わっていたことから、造営での物資の調達・運送などに大きな役割をはたしたと考えられる。その利益も大きかったであろう。造営を契機に宗像氏との関係を深め御家人となった可能性が考えられる。

（元福岡県立図書館職員）

註

(1) 同日に書かれた四枚の置札は『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ五八三、『宗像大社文書』第四卷に川添昭二氏による解説と共に収録。以下、置札の出典は省略する。

(2) 「竹井文書」。同文書は『福岡県史資料』第五輯に大半が翻刻されている。『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱに編年で収録。本稿では『宗像市史』から史料番号とともに引用する。その他、同書からの引用については同様とする。

(3) 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』第三編第四章（初出一九八二年、吉川弘文館、一九九八年）。

(4) 本多博之「十五・十六世紀山陰地域における流通経済と貿易」（鳥根県古代文化センター研究論集一一『尼子氏の特質と興亡史に関わる比較研究』鳥根県古代文化センター、二〇一三年、A論文とする）。同『天下統一とシルバールラッシュ』（吉川弘文館、二〇一五年、B論文とする）。同「中近世移行期西日本海地域の流通と海辺領主」（鳥根県古代文化センター研究論集一八『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』鳥根県古代文化センター、二〇一八年、C論文とする）。本多氏はA・B論文で毛利氏が温科氏に勘過を認めた理由について、永祿五年に石見銀山と温泉津を支配下においたことが大きく関係していると思われるとしている。C論文で温科氏など山陰沿岸の物流を担う存在として湊を拠点に船舶を利用し、日常的な経済活動のほか、上級権力の麾下で軍事活動を行う勢力があったとし、彼らを仮に「海辺領主」と呼ぶとしている。

(5) 年未詳十二月二十日付遠賀庄内住人連署訴状の宛名の一人に竹井宮内丞が

- る（『竹井文書』五八一）。
- (6) 飯分徹「応永の安芸国人一揆の再検討」（『史観』一七〇、二〇一四年）参照。同氏が紹介した条々事写には、温科出羽守親信とある（『萩藩譜録』児玉伊織行典）。
- (7) 「深川文書」の原本紹介と深川氏については、古賀俊祐「資料紹介深川文書・田村杏士郎「中世近世移行期を生き抜いた一大内氏被官―深川氏の研究」」（『市史研究ふくおか』一二、二〇一七年）参照。古賀氏、萩原大輔氏、和田秀作氏は下文について検討を要とする（萩原大輔「大内氏の袖判下文と御家人制」『古文書研究』六八、二〇一〇年。和田秀作編『戦国遺文大内氏編』第一巻二一〇）。
- (8) 「常栄寺文書」七八（『山口県史』史料編中世三）。
- (9) 佐伯弘次「大内氏の筑前国支配―義弘期から政弘期まで」（『九州中世史研究』第一輯、文献出版、一九七八年）、同「大内氏の筑前国郡代」（『九州史学』六九、一九八〇年）参照。
- (10) 「加藤家文書」（『戦国遺文大内氏編』第一巻四七〇）。
- (11) 「萩藩譜録」河内山甚右衛門光通（『戦国遺文大内氏編』第一巻七一四）。
- (12) 大日本古文書『東福寺文書』四四八、『山口県史』本文編中世CD「中世防長・庄園史料」六二三頁三六号。和田秀作氏の教示による。
- (13) 『萩藩閥閥録』一卷四一〇頁。同日付で元純の子国司助六（有相）にも同様の毛利弘元感状が出されている（『閥閥録』国司隼人）。
- (14) 永正十六年八月二十九日付若狭国神宮寺供□□宛武田元信家臣連署奉書で、武田元信は温科又六給所の内を押領することを停めている（『神宮寺文書』『大日本史料』九編九冊四二六頁）。奉書には「又六、数十年当知行不紛上者」とあるように、元信に従い若狭国に所領をもつ温科氏一族もいた。
- (15) 宗像正氏は大内氏の奉行人となっており、正の一字は大内義興から与えられた可能性がある。
- (16) 天正十三年の分限帳については拙稿「宗像大宮司天正十三年分限帳」についての一考察」（『沖ノ島研究』五、二〇一九年）参照。大永四年五月十一日付宗像正氏手負注文には厩彦七郎がいる（『宗像神社文書』二五一―一、『宗像大社文書』第一巻一四〇）。大内勢に加わり安芸国大野城（広島県廿日市市）を攻めた時の手負注文になる。
- (17) 拙著『中世筑前国宗像氏と宗像社』第二編第二章（初出一九九二年、岩田書院、二〇〇三年）。拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』第三編第一章（初出二〇一二年、花乱社、二〇一六年）。
- (18) 「吉田公一文書」三四四―一―三、「吉田公一奉納文書」二・三（『宗像大社文書』第三巻）。拙稿「坪付状からみた宗像氏貞家臣知行地の郷村」（『駒沢史学』九四、二〇二〇年）参照。
- (19) 天文二十二年八月吉日付「宗像御代寺社武家知行帳」には赤間庄に「七町六反小 温科助五郎」とあるが信頼性に欠ける（『占部文書』三五五）。註（16）拙稿参照。
- (20) 「佐甲家文書」一〇（『山口県史』史料編中世四）。
- (21) 岸田裕之『大名領国の経済構造』第六章（初出一九八八年、岩波書店、二〇〇一年）。同章註26で温科盛長が内藤興盛から偏諱を与えられたと考えれば、温科氏を内藤氏家臣と考えることは可能とし、温科慰重の慰は仁保隆慰の偏

諱としている。

(22) 祖式は石見国小笠原氏の一族で祖式式部少輔友兼であろうか〔「閔閔録」巻五 五祖式右衛門八、『萩藩閔閔録』二卷三六七〜三六九頁〕。

(23) 『萩藩閔閔録』三卷三四九頁。

(24) 天正五年（一五七七）七月六日付大森宗柏入道宛宗像氏家臣連署奉書で、近年当郡逗留の大森宗柏入道に闕所地が与えられている（「新撰宗像記考証」五七七）。宗柏に対し「社武役勿論御城塀等可被遂其節候、次昼夜之奉公并旅役之事、被閣候」とある。元龜二年（一五七一）五月二十九日付大森宗柏入道宛宗像氏家臣連署借状写には、宗柏から借用する銀子返納条件について「以此旨赤間閔御知人ニ可被仰調候、頼存候」とある（「新撰宗像記考証」五五〇）。

宗像氏に銀子を用立てた宗柏入道は赤間閔に知人がいるように、領外と行き来し商業活動を行う人物であったと考えられる。宗像氏から所領を与えられるが、これに対する奉公に「旅役」がある。具体的には明らかではないが、宗像氏に対する領外との情報伝達等に関わることであろうか。宗像氏は温科吉左衛門尉を含め、領外との商活動に従事する者も家臣としていた。

(25) 註（4）本多博之氏 B・C 論文。

(26) 註（17）拙著『中世筑前国宗像氏と宗像社』第二編第三章（初出一九九九年）。拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』第三編第一章。

(27) 花田勝広「中世の宗像神社と鎮国寺」6 宗像大宮司居館と家臣屋敷、図 12・13・17（『むなかた電子博物館紀要』四、二〇一二年）。津瀬は釣川の対岸に位置する多礼と推定している。

(28) 片脇城については藤野正人「片脇城」（『福岡県の城郭』銀山書房、二〇〇九年）、

同「城郭から見た宗像の戦国時代―大宮司宗像氏貞の時代を中心として―」（『むなかた電子博物館紀要』三、二〇一一年）などの研究がある。

(29) 註（16）拙稿参照。

(30) 『宗像大社文書』第四巻の宗像第一宮御宝殿置札では、「諸浦船別加之」を浦々の船別（船の大きさに応じて等級に分ける）に賦課した（注解 173）。第一宮御宝殿御棟上之事置札では、「丸木」を丸木舟。原木をくりぬいて造った船。沿岸用（注解 195）。「帆別」を船の帆一反につき何銭という割合で徴収する帆別役銭（注解 196）とする。

(31) 石井謙治『図説和船史話』（至誠堂、一九八三年）。出口晶子『丸木舟』（法政大学出版会、二〇〇一年）など。

(32) 系図には波賀多親秀の子某を波賀多菊寿丸とし、天文二十二年閏五月十五日相統とある。本文で明らかのように菊寿丸は親秀になる。

